

平成31年 No.29

○東京学芸大学学術情報委員会紀要編集部会要項の一部を改正する要項の制定について

改正理由

委員会等の再編に伴い，所要の改正を行うものである。

承認経過

平成31年 3 月15日 学術情報委員会 審議・承認

東京学芸大学学術情報委員会紀要編集部会要項の一部を改正する要項を次のように制定する。

平成31年 3 月18日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

東京学芸大学学術情報委員会紀要編集部会要項の一部を改正する要項

東京学芸大学学術情報委員会紀要編集部会要項（平成20年 4 月23日制定）の一部について，別紙新旧対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学学術情報委員会紀要編集部会要項の一部改正について

改正理由：委員会等の再編に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
(趣旨) 第1条 この要項は、東京学芸大学学術情報委員会規程（平成20年規程第5号。以下「規程」という。）第9条第1項及び第4項の規定に基づき、学系ごとに置く東京学芸大学学術情報委員会紀要編集部会（以下「編集部会」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (構成) 第2条 編集部会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 当該学系に所属する規程第4条第2号委員 (2) 当該学系の各講座主任 (3) 第3条の<u>部会長</u>が委嘱する教員 若干名 (<u>部会長等</u>) 第3条 編集部会に<u>部会長及び副部会長</u>を置き、<u>部会長は前条第1号の委員をもって充て、副部会長は前条第2号及び第3号の委員の互選により定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この要項は、平成31年4月1日から施行する。</u>	(趣旨) 第1条 この要項は、東京学芸大学学術情報委員会規程（平成20年規程第5号。以下「規程」という。）第9条第1項及び第4項の規定に基づき、学系ごとに置く東京学芸大学学術情報委員会紀要編集部会（以下「編集部会」という。）について必要な事項を定めるものとする。 (構成) 第2条 編集部会は、次に掲げる委員で組織する。 (1) 当該学系に所属する規程第4条第2号委員 <u>2名</u> (2) 当該学系の各講座主任 (3) 第3条の<u>編集長</u>が委嘱する教員 若干名 (<u>編集長等</u>) 第3条 編集部会に<u>編集長及び副編集長</u>を置き、<u>前条第1号の委員の互選により定める。</u> 〔省略〕